

議案第165号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「18,400人」を「17,600人」に、「2,720人」を「2,740人」に改め、同項第2号中「6,250人」を「6,150人」に改め、同項第3号中「1,700人」を「1,650人」に改め、同項第5号中「440人」を「620人」に改め、同項第6号中「3,950人」を「3,750人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員定数条例（抄）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員（交通局、水道局及び病院局の職員を除く。）

$\frac{18,400人}{17,600人}$ （うち $\frac{2,720人}{2,740人}$ は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に

関する事務所の職員とする。）

(2) 交通局の職員

$\frac{6,250人}{6,150人}$

(3) 水道局の職員

$\frac{1,700人}{1,650人}$

(4) 省 略

(5) 教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）以外の教育機関の職員

$\frac{440人}{620人}$

(6) 教育委員会所管の学校の職員

$\frac{3,950人}{3,750人}$

(7)－(11) 省 略

2－3 省 略